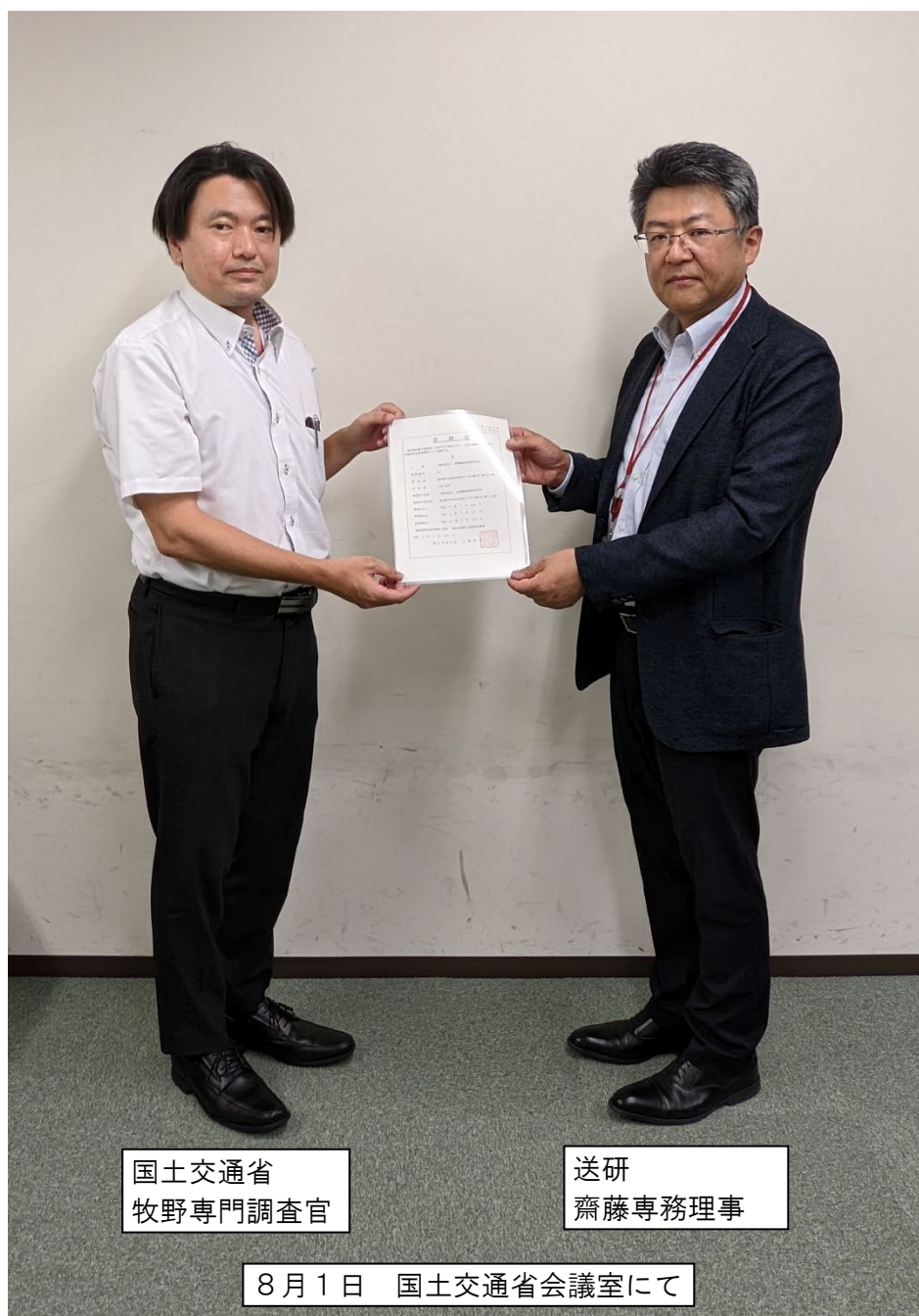


送電線工事従事者の公的資格
登録送電線工事基幹技能者講習の登録証を受理

本日（8月1日）、国土交通大臣から認可を受けた登録送電線工事基幹技能者講習の登録証を受理いたしました。



「送電線工事」が登録基幹技能者講習として国土交通省より認証

「送電線工事」は、発電所で発電した電力を、需要地まで輸送する送電線を建設する工事です。送電線は、鉄塔・電線・がいし等で構成され、その工事にあたっては、工事箇所が点在し、かつ高所作業が伴うことから、一般建設用の大型機械や汎用技術の適用が困難である等の特殊性があり、独自の技能者を必要とします。

このたび、そのような特殊性をご考慮いただいたうえで、「送電線工事」が国土交通省より建設業法施行規則にもとづく登録基幹技能者講習として7月26日付けで認証（登録）されました。講習実施機関は、（一社）送電線建設技術研究会（本部：東京都千代田区、理事長：大石祐司）です。

登録基幹技能者講習は、熟達した作業能力、豊富な知識、現場を効率的にまとめるマネジメント能力を備えた技能者を認定する制度であり、受講修了者は主任技術者要件を満たす者と認められます。（一社）送電線建設技術研究会は来年度の講習開始に向け、全国への広報活動を含めて諸準備を開始し、今後10年間で1,000人の「登録送電線工事基幹技能者」の誕生を目指します。これにより、送電線工事技能者の人材育成並びにさらなる社会的地位の向上が期待されます。

◆受講資格

以下に示す要件を全て満たしていることが必要です。

- (1)建設業法に定める「電気工事業」又は「とび・土工 コンクリート工事業」のいずれかの許可を受けた事業者のもとで、送電線工事に携わり10年以上の実務経験及び3年以上の職長経験を有する者。（実務経験年数および職長経験年数について事業主の証明があること）
- (2)次の（ア）から（ウ）に掲げる条件のいずれか一つを満たす者。
 - （ア）1級または2級施工管理技士。（電気、又は土木）
 - （イ）安全優良職長厚生労働大臣顕彰を有する者。
 - （ウ）次の①と②に掲げる条件の双方を満たす資格を有する者。
 - ①以下の4資格を全て有する者。
 - ・特別高圧電気取扱者 特別教育修了
 - ・玉掛け技能講習修了
 - ・小型移動式クレーン運転 技能講習修了
 - ・送電線作業用フルハーネス型墜落制止用器具 特別教育修了
 - ②以下の3資格のうち、いずれか1資格を有する者。
 - ・地山の掘削及び土止め支保工作業主任者 技能講習修了
 - ・足場の組立て等作業主任者 技能講習修了
 - ・建築物の鉄筋の組立て等作業主任者 技能講習修了

登録証

建設業法施行規則第18条の6の規定により、下記の機関の行う講習を登録基幹技能者講習として登録する。

記

名称	一般社団法人 送電線建設技術研究会
登録番号	41
所在地	東京都千代田区内神田2丁目3番6号 楓ビル4階
代表者	大石 祐司
事務所の名称	一般社団法人 送電線建設技術研究会
事務所の所在地	東京都千代田区内神田2丁目3番6号 楓ビル4階
登録年月日	令和 4 年 7 月 26 日
事務開始日	令和 4 年 7 月 27 日
有効期限日	令和 9 年 7 月 26 日
登録基幹技能者講習の種目	登録送電線工事基幹技能者

令和 4 年 7 月 26 日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

